

桑名市在宅医療及びケア研究会運営委員会要綱

(目的)

第1条 本市における在宅医療及び在宅介護等に関し、医療、福祉及び介護の各分野の様々な職種間の連携を円滑に推進するための研究を実施するに際して、研究課題の検討を行うため、桑名市在宅医療及びケア研究会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 運営委員会の委員は、次に掲げる団体等に属する者のうちから市長が委嘱する者をもって組織する。

- (1) 桑名医師会
- (2) 三重県歯科医師会桑名支部
- (3) 桑名薬剤師会
- (4) 市内医療機関
- (5) 三重県介護支援専門員協会桑名支部
- (6) 三重県訪問看護ステーション連絡協議会桑名ブロック会
- (7) 桑名訪問介護事業者連絡協議会
- (8) 通所介護サービス事業所
- (9) 地域包括支援センター
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 運営委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、保健福祉部健康づくり課地域医療対策室及び介護・高齢福祉課地域包括支援センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り定める。

附 則

この告示は、平成23年6月10日から施行する。